鎌倉市農業委員会　令和 7 年度　第 6 回総会　次第	
日　時	令和７年（2025 年）９月 26 日(金)15 時 30 分開会
場　所	鎌倉商工会議所　１階　102 会議室
委員名	１番 関根豊、２番 石原秀雄、３番 小島信行、４番 小泉紀久夫、 ５番 小川和己、６番 落合るみこ、８番 二之宮智和、 ９番 三橋猛、10 番 飯田亜希子、11 番　郷原均、12 番 市川幸子、 13 番 平井保男 以上 12 名
事務局出席者	太田事務局長・秋山事務局長補佐・神保主事・植竹事務職員
欠席委員	７番　和田委員
議長(平井会長)	定刻になりました。 それでは、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(太田局長)	議長。７番　和田委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(平井会長)	本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、６番　落合委員、８番　二之宮委員にお願いします。 次回の現況証明委員については、10 番　飯田委員、11 番　郷原委員にお願いします。
議長(平井会長)	それでは、日程第１、報告第16号、農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、２件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第１、報告第16号、農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第４条の届出について８月12日から９月10日までに受理し処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の１～３ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 １ページの番号１と、２ページの整理番号１の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和７年10月14日に専用住宅へ転用のため、令和７年８月15日に専決処分いたしました。 １ページの番号２と、３ページの整理番号２の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。

	本件は、令和７年９月10日に共同住宅へ転用のため、令和７年８月28日に専決処分いたしました。 以上で報告を終わります。
議長（平井会長）	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	（「なし」の声）
議長（平井会長）	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長（平井会長）	日程第２、議案第20号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局（秋山補佐）	議長。日程第２、議案第 20 号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について説明いたします。 お手元の送付資料４ページの議案書、５～６ページの議案書第20号参考資料をご覧ください。 被相続人の氏名、相続人の住所・氏名、特例農地等については、お手元の資料のとおりです。 相続税の納税猶予制度は、農業経営を営んでいた者の死亡により、農地を相続した相続人が引き続き農業を継続する場合に、相続人が対象農地のすべてを農地として効率的に終身営農することが条件となっており、条件を満たせば、相続税額の一部の納税が猶予されるものです。 納税猶予の対象についてですが、鎌倉市は三大都市圏特定市に指定されているため、市街化調整区域内の農地と 市街化区域内で生産緑地の指定を受けた農地のみが納税猶予を受けることができます。 東京国税局長から20年間の終期を迎えるにあたり、納税猶予を受けた特例農地の全てが、申告時と同等に耕作されていることを確認するための依頼があったものです。 本日の総会でご承認いただければ、東京国税局 納税猶予担当 宛てに相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の報告を行い、猶予を受けた相続税額の免除が確定することとなります。 なお、対象の農地は全て市街化調整区域にあります。 以上で、説明を終わります。
議長（平井会長）	次に、現況証明委員の二之宮委員から補足説明をお願いします。
８番（二之宮委員）	議長。８番。９月 18 日（木）午前９時 30 分より、平井会長、現況証明委員の三橋委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、作物の栽培や耕うんが行われ耕作に向けた準備がなされておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われま

	す。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第20号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第20号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第３、その他、諸般の報告について、３件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第３、その他、諸般の報告について、３件、報告いたします。 諸般の報告１、農地相談会について、報告いたします。 10月29日（水）に 本年度 第２回目の農地相談会をＪＡさがみ・鎌倉市・農業委員会事務局とで実施する予定です。 農家の方へは、ＪＡの回覧で周知をしているとのことです。場所はＪＡさがみ 玉縄支店で行います。 相談者にはあらかじめ予約をお願いしていますが、当日どうしても相談したいという場合は、飛込みでも相談もお受付しています。相談希望の方がお近くにいらっしゃいましたら、ご案内いただきますようお願いいたします。 なお、最適化活動の一環として、農業委員の方にも１名参加をお願いしておりまして、今回は落合委員にご出席いただく予定となっています。 落合委員には別途、予約状況と集合時間を連絡させていただきます。 次に、諸般の報告２、遊休農地解消対策実践活動について、報告いたします。 本日配布しました諸般の報告２　参考資料をご覧ください。 協定を結んでいる三菱電機株式会社より令和７年８月29日付けで、活動休止の申出がありました。 休止期間は令和８年３月末まで、以降の期間について申し出がない限り１年ごとに休止継続となりますので、ご承知おきください。 続いて次回の作業についてです。 ９月29日（月）午前９時30分から２時間で、じゃがいもの作付けを行います。急遽で申し訳ありませんが、Ｃグループの皆様、

	ご協力の程、よろしくお願いします。予備日は10月1日（水）を予定しています。 　また、10月20日（月）午前9時30分から2時間で、さつまいもの収穫作業を全員で行います。また、さつまいもの運搬も同時に行いますので、石原委員、小泉委員につきましては浄化センターまでご協力お願いいたします。 　皆様、ご協力の程、よろしくお願いいたします。 　本日机上に資料配布させていただきましたので、ご確認ください。 　駐車スペースですが、農地の脇に縦列駐車が出来ますので、到着した方から順番に詰めて駐車いただきますようお願いします。 　当日が雨天の場合は、10月23日（木）の午前9時30分からに延期します。 　次に、諸般の報告3、次回の総会は、10月28日（火）午後3時30分からで、会場は鎌倉商工会議所3階301会議室になります。 　諸般の報告は、以上です。
議長（平井会長）	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	（「なし」の声）
議長（平井会長）	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和7年度第6回総会を閉会いたします。 　ありがとうございました。

会　長　平井俊男

議事録署名委員　6番　落合まゆこ

議事録署名委員　8番　二宮智和